

商品概要説明書

フリーローン

(平成29年4月3日現在)

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ 当J Aの組合員の方。○ お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。ただし、20歳未満の准組合員の場合は給与所得者の方。○ 原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○ 原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。○ 生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○ 当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。<ul style="list-style-type: none">① J Aで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金② 負債整理資金③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④ 営農資金および事業資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 10万円以上300万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 6か月以上5年以内とします。なお、J A住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 不要です。

保証人	○ 当 J A が指定する保証機関（新潟県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○ 一括払いとなります。</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円・利率 5.00%・変動金利型の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="542 392 1388 492"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,888 円</td> <td>9,445 円</td> <td>14,045 円</td> <td>23,364 円</td> <td>32,852 円</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	保証料（円）	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円
お借入期間	1 年	2 年	3 年	5 年	7 年								
保証料（円）	4,888 円	9,445 円	14,045 円	23,364 円	32,852 円								
手数料	○ 各種手数料は不要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：025-373-2106）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県 J A バンク相談所（電話：025-224-3100）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当 J A 金融共済部または新潟県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記新潟県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>												
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお</p>												

問い合わせください

J A新潟みらい